

自賠責保険の経費の計算方法等に関する  
第三者委員会【参考資料①】

＜自賠責保険の付加保険料の概要＞

2024年6月26日

# 自賠責保険の付加保険料の概要

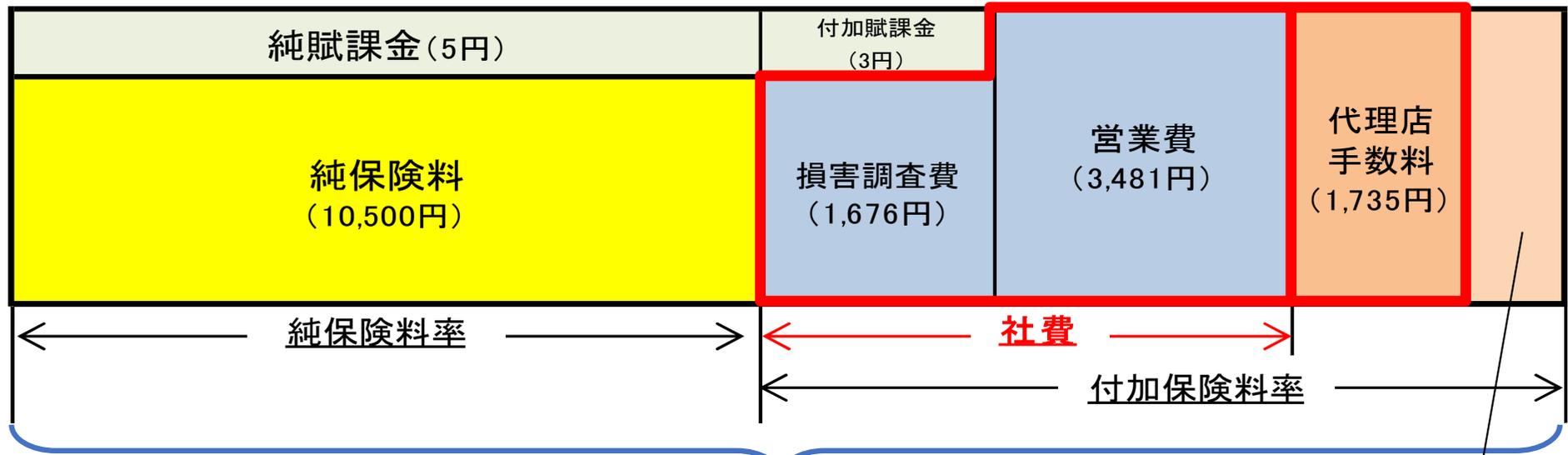
---

1. 自賠責保険の基準料率の構成
2. 収入保険料と支出の構成割合
3. 新基準適用から料率改定の流れ
4. 経費計算基準の概要
5. 自賠責経費の構成割合
6. 経費抑制のインセンティブ機能
7. 代理店手数料算出の概要
8. 自賠責保険の経費計算に関する基本的な考え方
9. 経費計算基準に基づく実績社費把握方法
10. 経費計算基準の計算式の具体例
  - ①現業部門の社員給与
  - ②物件費

# 1. 自賠責保険の基準料率の構成

- 自賠責保険は被害者救済のための強制保険であることに鑑み、法令上、自賠責保険事業から損失も利益も出さない「ノーロス・ノープロフィットの原則」が定められており、純保険料だけでなく、社費及び代理店手数料にも適用される。
- 純賦課金及び付加賦課金は、ひき逃げ事故や無保険自動車による事故の被害者等、自賠責保険による損害のてん補が行われない被害者の救済を目的とした政府保障事業の財源に充てられる部分。
- 被害者等支援・事故防止対策のための賦課金は、国交省が行っている被害者支援や自動車事故防止対策事業の財源に充てられるものとして、2023年4月料率改定により新設。

## 自賠責保険料の内訳 (金額は自家用乗用自動車24か月契約の本土用の基準料率 (17,650円) の場合)



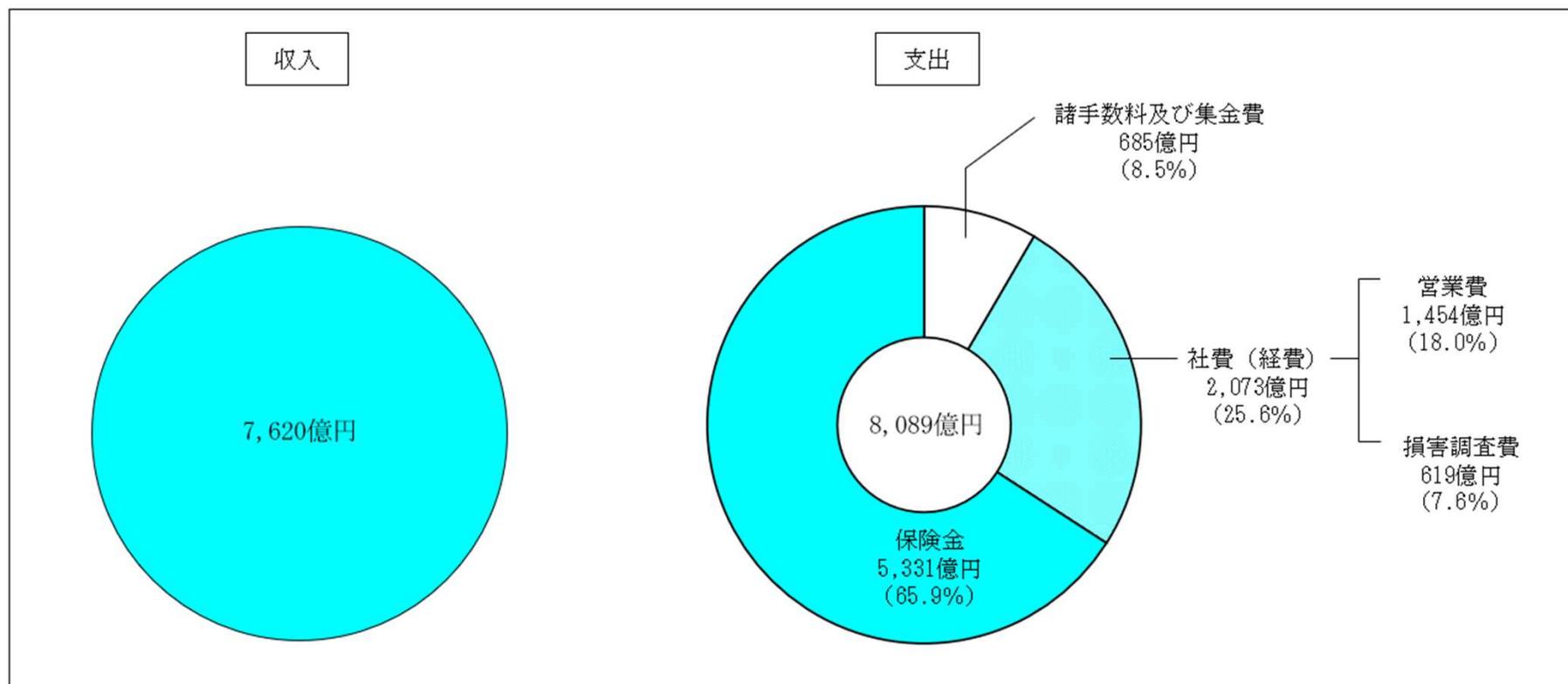
「ノーロス・ノープロフィットの原則」は全てに適用

被害者等支援・事故防止対策のための賦課金 (250円)

## 2. 収入保険料と支出の構成割合

- 保険会社の2022年度決算においては、社費（経費）は支出全体の25.6%、諸手数料及び集金費（代理店手数料）は8.5%を占める。
- 収入より支出の金額が大きいのは、2021年4月改定において、保険会社の滞留資金を還元するために赤字料率（予定損害率122.3%）としているためである。
- なお、2023年4月に料率改定（基準料率▲11.4%下げ、うち、純保険料▲19.2%、社費▲0.8%）を行っており、収入保険料はさらに減少している。

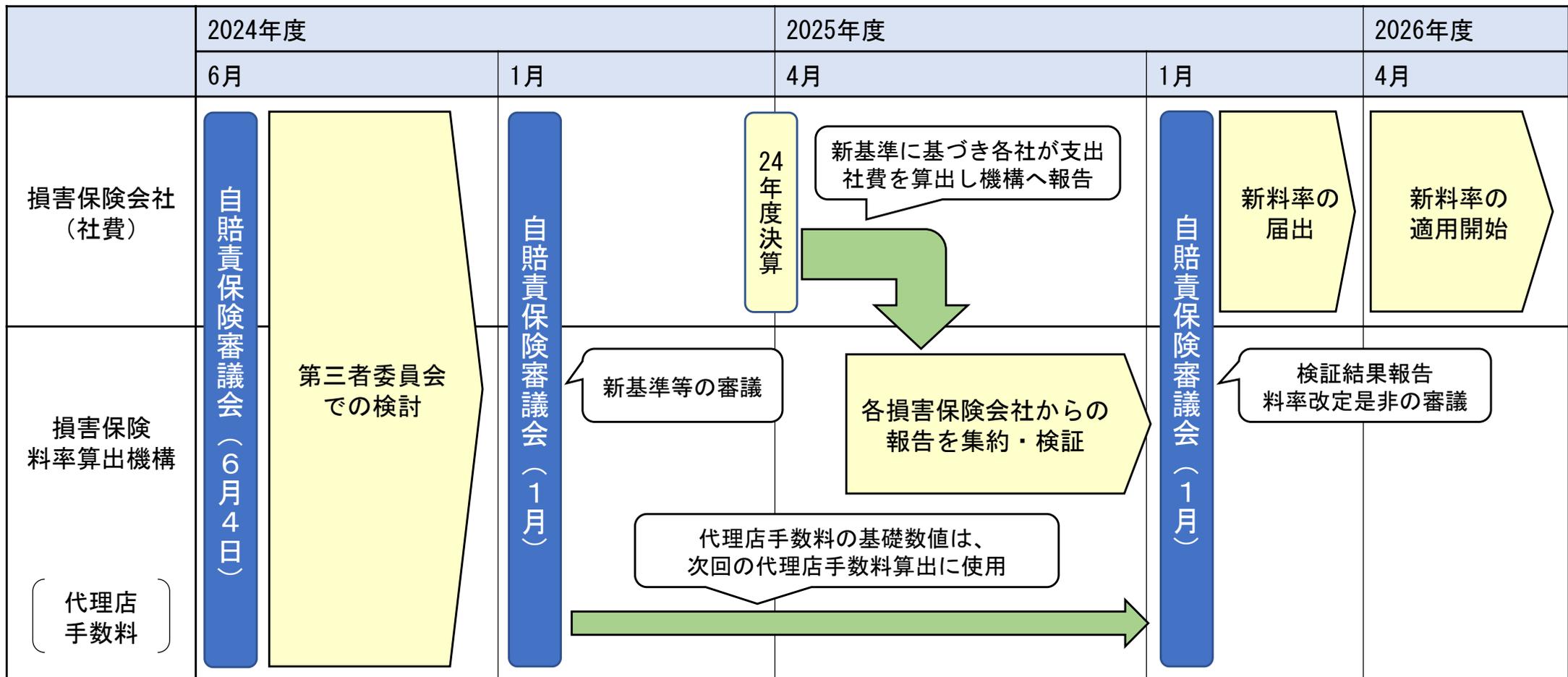
自賠責保険における収入保険料と支出の構成割合<2022年度、リトン・ベイス、保険会社のみ>



### 3. 新基準適用から料率改定の流れ

- 今回の基準の見直しについて、保険会社のシステム改修等がない場合は、2024年度決算から新基準での計算が可能であり、その場合は2026年4月から新料率に反映可能。
- 基準の計算式の見直しがあり、保険会社のシステム改修等が必要な場合は、新基準での計算が2025年度決算からとなる可能性がある。

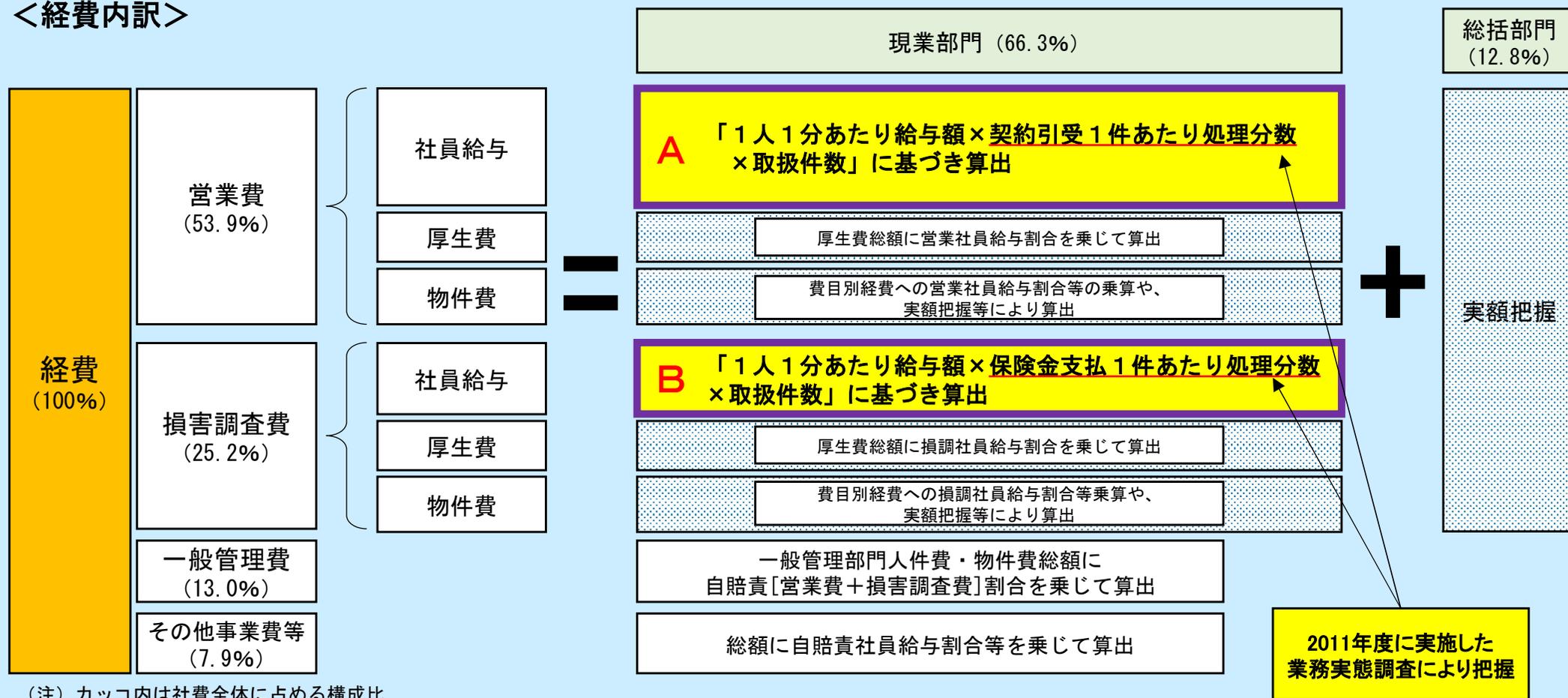
スケジュール（最速の場合）



## 4. 経費計算基準の概要

- 経費計算基準とは、ノーロス・ノープロフィットの原則を踏まえ、各社の個別事情に因らず、客観的・統一的に自賠責保険に要した経費を算出するための全社共通の基準。
- 自賠責保険の経費は、営業費・損害調査費・一般管理費・その他事業費別に計算基準を定め、それぞれに要した費用を積み上げ方式で算出する仕組み。

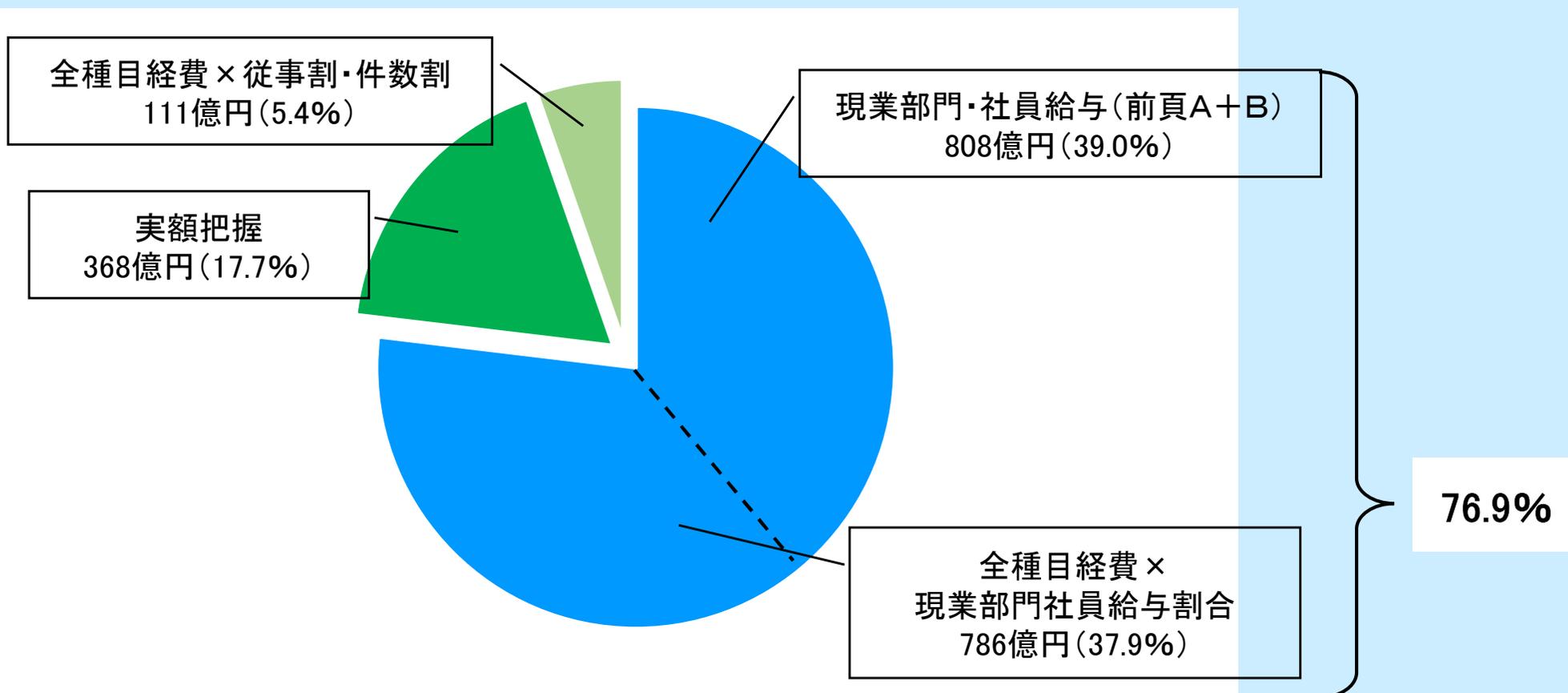
### <経費内訳>



## 5. 自賠償経費の構成割合

- 「現業部門の社員給与」、または、それに連動する「全種目経費×現業部門社員給与割合」が、自賠償経費全体の約8割を占める。
- すなわち、業務実態調査で把握した処理分数が影響する部分が約8割あるという構成になっている。

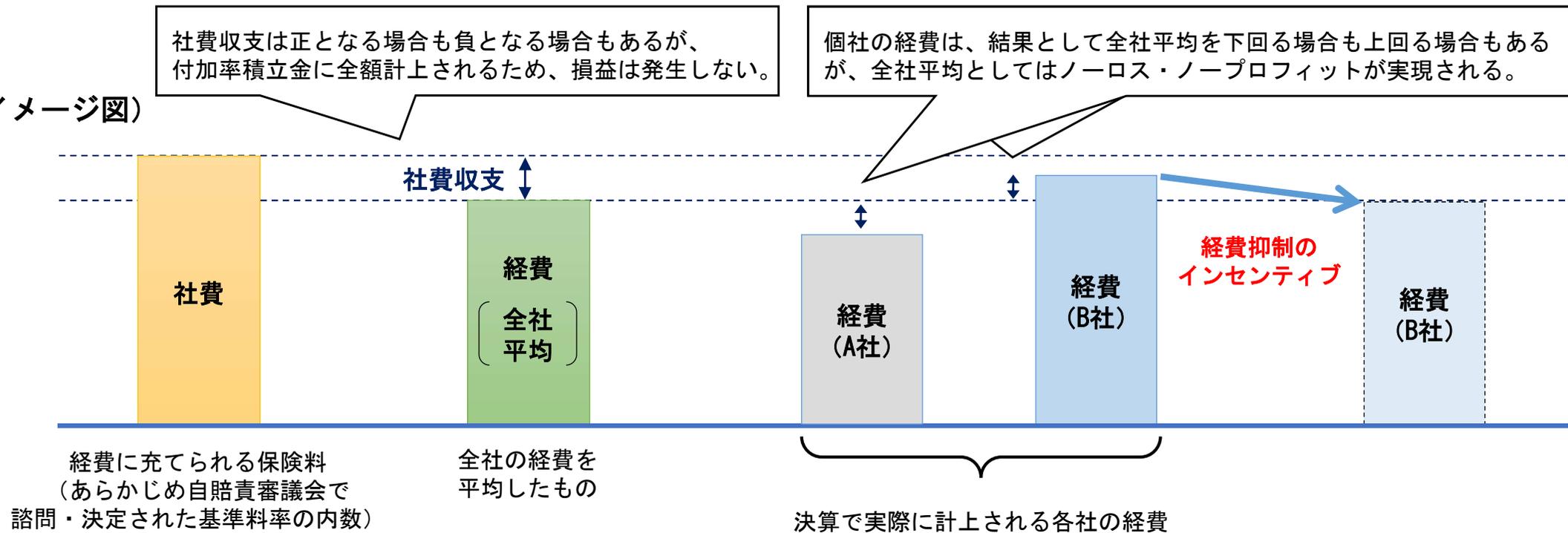
### <経費の構成割合>



## 6. 経費抑制のインセンティブ機能

- 保険会社全体ではノーロス・ノープロフィットを実現しつつ、能率的な経営を行う仕組みとして、保険会社各社が計上する経費計算基準による経費は、全社平均水準までしか認めないこととしている。
- この仕組みにより、個社単位では全社平均水準を上回った場合には差額の調整がなされることで、経費抑制のインセンティブ機能が働いている。

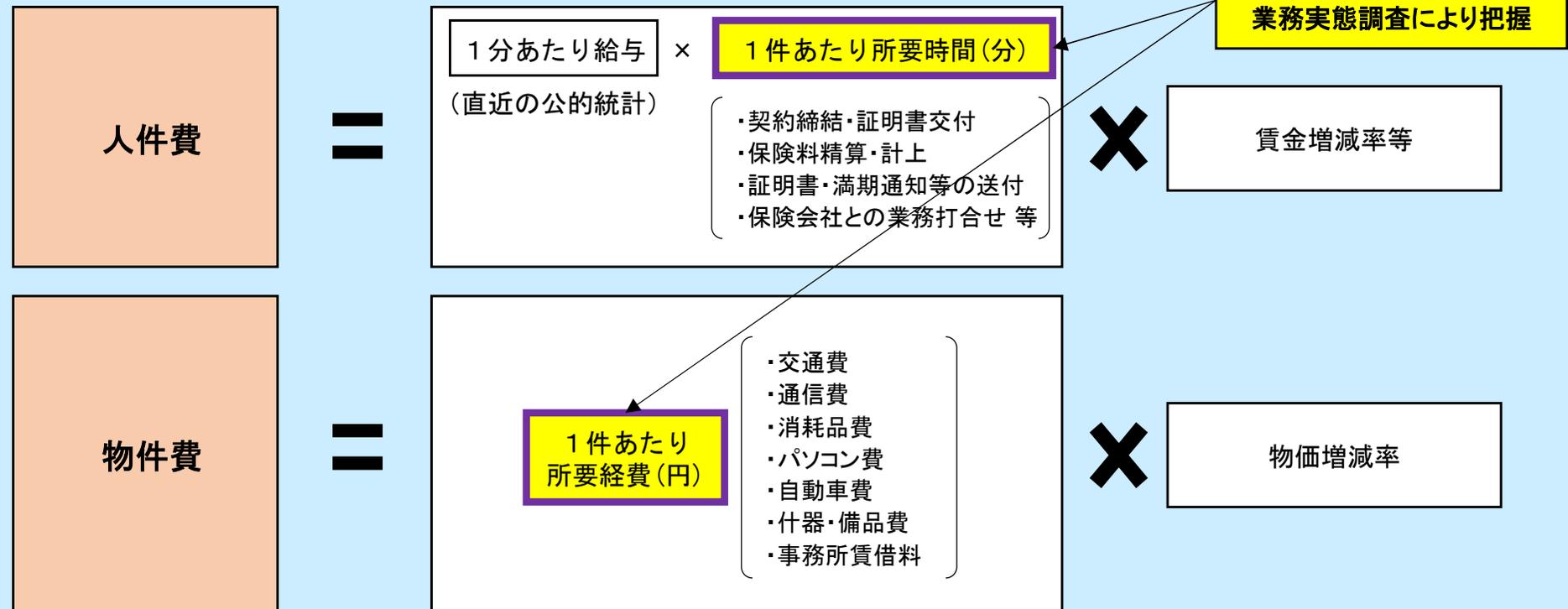
(イメージ図)



## 7. 代理店手数料算出の概要

- 代理店手数料は、人件費と物件費の合計で算出されている。
- 代理店手数料の算出における基礎数値（「1件あたり所要時間(分)」および「1件あたり所要経費」）を業務実態調査により把握している。
- 人件費は、直近の公的統計から求めた「1分あたり給与」に、「1件あたり所要時間(分)」を乗じること等により算出している。物件費は「1件あたり所要経費」に物価動向を反映して算出している。

### <代理店手数料の算出イメージ（契約1件あたり）>



## 8. 自賠責保険の経費計算に関する基本的な考え方

- 保険会社の経費は、各種目固有経費と種目共通経費（人件費等）がある。
- 種目別に実額を把握できない種目共通経費については、各種目の経費を認識するためには一定の合理的な計算（経費配賦）が必要。
- 自賠責保険においては、特に自賠法25条（いわゆる「ノーロス・ノープロフィットの原則」）の「能率的な経営」を実現するために、**一定の経費抑制のインセンティブ機能**があり、各社の個別事情に寄らない**客観的・統一的な全社共通の基準**が必要（＝経費計算基準）。
- 自賠責保険のノーロス・ノープロフィットの原則を実現するため、種目共通経費を配賦する際には、**自賠責保険の運営に明らかに必要ないと考えられる費目を除く**こととしている（\*）。

（\*）仮に自賠責保険のみを引き受けている保険会社が存在した場合に、保険会社としての運営に必要な最低限の経費を配賦するという考え方

＜自賠責保険の運営に明らかに必要ないと考えられ、経費配賦において除かれている費目＞  
交際費、調査費、寄付金、海外出張費 等

# 9. 経費計算基準に基づく実績社費把握方法

➤ 経費計算基準の実績社費把握方法（計算式）の概要は以下のとおり。

	総括部門			現業部門		
		＝	実額	＋		
自 賠 責 保 険 社 費	営業費 〔自賠責保険の営業および契約処理に要した経費〕	社員給与	＝	実額	＋	（1人1分当り給与額×1件当り処理分数×取扱件数）に基づき算出
		厚生費	＝	実額	＋	（配賦対象厚生費総額×自賠責営業社員給与割合）に基づき算出
		物件費	＝	実額	＋	（配賦対象費目別経費×自賠責営業社員給与割合・契約件数割合・機械使用時間割合）等に基づき算出
	損調費 〔自賠責保険の事故処理および保険金支払に要した経費〕	社員給与	＝	実額	＋	（1人1分当り給与額×1件当り処理分数×取扱件数）に基づき算出
		厚生費	＝	実額	＋	（配賦対象厚生費総額×自賠責損調社員給与割合）に基づき算出
		物件費	＝	実額	＋	（配賦対象費目別経費×自賠責損調社員給与割合・支払件数割合・機械使用時間割合）等に基づき算出
	一般管理費 〔一般管理部門に要した経費のうち、自賠責保険に係る部分〕	人件費	＝	（一般管理部門人件費総額×自賠責〔営業費＋損害調査費〕割合 ※1）に基づき算出		
		物件費	＝	（一般管理部門物件費総額×自賠責〔営業費＋損害調査費〕割合 ※1）に基づき算出		
				（※1 自賠責に係る〔営業費＋損害調査費〕÷全種目の〔営業費＋損害調査費〕）		
	その他事業費等 〔その他の事業費のうち、自賠責保険に係る部分〕	各種税金	＝	（配賦対象税額×自賠責社員給与割合 ※2）等に基づき計算		
		減価償却費	＝	（配賦対象減価償却費×自賠責社員給与割合 ※2）に基づき計算		
		退職給付引当金積増額	＝	（退職給付引当金積増額×自賠責社員給与割合 ※2）に基づき計算		
		賞与引当金積増額	＝	（賞与引当金積増額×自賠責社員給与割合 ※2）に基づき計算		
				（※2 自賠責保険社員給与総額÷総社員給与額）		

## 10. 経費計算基準の計算式の具体例（①現業部門の社員給与）

- 現業部門の person 費を配賦（計算）するにあたって、損害調査を担う現業部門の業務においては任意自動車保険と同時に取り扱われる等、任意自動車保険と自賠責保険の区別が困難であるため、自賠責保険業務を独立して経費算定することは困難。
- したがって、統一的・客観的な計算方法による標準的な原価としての経費計上を実現するため、現業部門の社員給与に関しては、自賠責保険の業務実態調査に基づく処理分数を用いて統一的に算出している。
- 現業部門の社員給与の算式は、以下のとおり。各社統一の数値は、前回改定時の業務実態調査により更新された数値。

### 現業部門の社員給与

$$= \text{1人1分当たり給与額} \times \text{1件当たり処理分数} \times \text{取扱件数}$$

各社実績値

(単位部支店の年間総給与額 ÷ 所属人員)

各社統一の数値

÷ 95,305分 (年間実働時間)

#### 各社の取扱件数

契約処理：新契約、異動、解約、取消等の年間の契約処理件数合計値

損害処理：支払保険金・仮渡金の合計年間処理件数の合計値

契約処理（含異動・解約・取消等）	18.3分
損害処理（一括払以外（一般払））	207分
損害処理（一括払・一括社）	321分
損害処理（一括払・自賠社）	13分

## 10. 経費計算基準の計算式の具体例（②物件費）

- また、物件費について、自賠責固有の経費は実額とし、種目共通でかかる経費については、費目の性質別に自賠責給与割や件数割などを全体の物件費に乗じることにより、合理的な算出を行っている。
- 性質ごとの計算式および費目は以下のとおり。

賦課基準（考え方）	計算式（原則）	費目
給与割（※1）	総額に自賠責社員給与割を乗じて算出	借地借家料、図書費、消耗品費、備品費及び営繕費
従事割	総額に自賠責保険関係の機械使用時間割（※2）を乗じる	機械賃借料、雑費中の委託費・外注費等機械処理に要する経費等
実額プラス件数割（※3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別に把握できるものは固有費</li> <li>・ 困難なものは自賠責件数割を乗じる</li> </ul>	交通費、通信費、印刷費、雑費
実額のみ	固有費に該当する経費の実額	協会及び諸会費・会議費並びに広告費
賦課は行わない	—	交際費、調査費、寄付金及び臨時費

（※1）全種目共通にかかる経費（種目に紐づかない経費）については件数や保険料ではなく給与割で配賦する

（※2）機械使用時間による把握が困難な場合は、機械使用時間に代わる適切な賦課方法（件数割等）を使用することができる

（※3）各種目（件数）に紐づく経費については固有費で把握すると共に種目共通で把握している経費については件数割で配賦